

**宮城県議会議会改革推進会議
報告書**

令和3年11月

宮城県議会議会改革推進会議

目次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	今期の推進会議の検討項目及び検討経過	1
3	検討結果	1
	■検討項目 議会改革の検証	2
4	終わりに	4
	全会派が課題であるとの認識で一致した項目	5
	〔別表〕 議会改革の検証結果	7

資料編

〔資料1〕	宮城県議会基本条例	2 5
〔資料2〕	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	3 2
	(参考) これまでの議会改革に関する検討状況	3 4
〔資料3〕	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	3 5
〔資料4〕	議会改革推進会議の検討経過	3 6
〔資料5〕	議会改革推進会議における検討項目候補	3 7

1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例（以下「条例」という。）が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。〔資料1〕〔資料2〕〔資料3〕

2 今期の推進会議の検討項目及び検討経過

今期の推進会議は、令和3年1月21日に委員指名後初めての会議が招集されてから、令和3年10月21日までの期間中、合計8回にわたり会議を開催し、委員間討議を重ねた。〔資料4〕

検討項目については、各会派からの提案などを基に委員間で討議した結果、条例の制定から10年以上が経過していることを踏まえ、「議会改革の検証」とすることとした。〔資料5〕

検証に当たっては、条例の条文ごとに議会改革の取組の検証を行うことを前提としながら、条文の趣旨に即した取組についての「条例制定後の実施状況」及び「成果と課題」並びに「それらを踏まえた評価や今後の方向性」などを確認・検討していく必要があるということで各会派の意見が一致した。

その後、推進会議の場のみならず、各会派内においても確認や検討を重ねながら、全33条のうち定義規定や理念規定などの具体的な取組が想定されていないものを除いた20条に係る検証を行った。

3 検討結果

この報告書は、条例制定後に実施してきた取組の成果と課題についての各会派の意見や、各会派間で合意に至った事項を取りまとめたものである。

■ 検討項目 議会改革の検証

～条例に基づく議会改革の検証～

(1) 条例制定後の取組と成果

条例制定後に、条文の趣旨に即した「常任委員会の所管の組替え」や「議員提案条例に係るパブリックコメント」などの37の取組を実施しており、多くの成果を上げていることが確認された。

〔取組と成果の詳細については別表を御参照ください〕

(2) 取組の課題と評価

条例制定後に実施してきた取組については、多くの成果が認められた一方で、全会派の意見が一致しなかったものを含め、数多くの課題が提起されていることから、今後も改善に向けた検討等を重ねていく必要がある。また、新たな視点に基づく取組についても、県民の意見や社会情勢の変化等を踏まえながら検討等を行っていく必要がある。

〔課題の詳細については別表を御参照ください〕

(3) 今後の方向性

- ・全会派の意見が一致した項目について

全会派が課題であるとの認識で一致した12項目については、次期の推進会議その他の協議等の場などにおいて、課題の解決に向けた検討等を行っていくべきであるとの結論に至った。

〔12項目の詳細については5ページを御参照ください〕

- ・複数会派の意見が一致した項目について

複数会派が課題であるとの認識を示した70項目については、その項目を所管する会議等の場において、必要に応じて論点整理等を行っていくべきであるとの結論に至った。

検証結果の概要〔詳細については別表を御参照ください〕

条文	取組	成果		課題	
		総数	全会一致	総数	全会一致
20 33	37	66	52	82	12

※条文については、全33条中20条を検証の対象とした。

4 終わりに

今期の推進会議では、条例の条文ごとに議会改革の取組の検証を行い、条例制定後に実施してきた取組の成果と課題等のほか、条例の具体化に向けた今後の方向性等を取りまとめることができた。今後は、全会派が課題であるとの認識で一致した項目を中心に、課題の解決に向けた検討や論点整理等が行われることが求められるところである。

議会改革の検証は、条例制定後初めて実施したものであるが、議会改革を更に実効性のあるものにしていくためにも、今後は定期的に検証が行われることが期待されるところである。

今期の推進会議の検討項目については、一定の方向性を示すことができたが、条例の理念等を踏まえながら、今後も継続的に議会改革に取り組まなければならないことを申し添え、報告書の結びとする。

全会派が課題であるとの認識で一致した項目

	取組	課題
1	常任委員会の所管の組替え 第5条	今後も執行部の組織改編や委員会が所管する政策の分量等に応じて、検討や調整を行う必要がある。
2	議員提案条例に係るパブリックコメント 第11条	パブリックコメントを実施していることの周知が不十分で、意見の数が極めて少ない場合があるため、広報の在り方を検討する必要がある。
3	議員提案条例に係るパブリックコメント 第11条	今後も条例ごとに複数回のパブリックコメントを実施することを検討する必要がある。
4	参考人意見聴取の実施 第12条	オンライン形式での実施が可能となるような環境整備について、必要な予算を確保しながら検討していく必要がある。
5	傍聴席の定員や受付手続の見直し 第14条	傍聴席をはじめとする議会庁舎のバリアフリー化の推進について、車椅子利用者などから意見を伺うなどして改めて点検する必要がある。
6	県議会傍聴者アンケート調査の実施 第14条	アンケートの調査結果の共有が十分とは言えないほか、調査結果の検証や改善に向けた取組についても検討する必要がある。
7	本会議等についてのインターネットライブ中継及び録画映像の配信 第14条	聴覚障害者向けに字幕を表示することを検討する必要がある。
8	会議録の電子データ化 (会議録検索システム) 第14条	会議録が公開されるまでに長い時間がかかっている場合がある。職員の業務負担を軽減させながら、公開までの時間を早める努力が必要である。
9	議員提案条例の制定及び改廃 第18条	議員提案条例の改廃についての検討は、時代の変化を踏まえながら常に実施する必要がある。
10	公立大学法人宮城大学との包括連携協定の締結 第19条	今後の定期的な連携の在り方を検討する必要がある。
11	専門的知見の活用に関する検討 第23条	議会の機能充実を図る観点からも必要な取組であることから、活用に向けて先進事例を研究する必要がある。
12	条例の見直しに関する調査を実施 第33条	議会基本条例の見直しの要否については、定期的に検証する必要がある。

議会改革の検証結果

【凡例（成果と課題の欄の各項目について）】

・文頭

全会派が賛同したものについては二重丸（◎）を付し，全会派の賛同は得られなかったものの，複数会派が賛同したものについては丸（○）を付しております。

・文末

賛同した会派の割合を記載しており，例えば，8会派のうち5会派が賛同しているような場合は，8分の5（5／8）と記載しております。

章区分等	条番号	取組	成果	課題
第一章 総則	1	目的規定であり、具体的な取組が想定された条文ではないことから、検証の対象外とする。		
	2	定義規定であり、具体的な取組が想定された条文ではないことから、検証の対象外とする。		
	3	理念規定であり、具体的な取組が想定された条文ではないことから、検証の対象外とする。		
	4	基本方針に関する規定であり、具体的な取組が想定された条文ではないことから、検証の対象外とする。		

章区分等	条番号	取組	成果	課題	
第二章 議会運営の原則	5	<p>常任委員会委員任期の改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・選任時期を2月定例会から6月定例会に変更(H22.6月定例会～) ・選任時期を6月定例会から11月定例会に変更(H23.11月定例会～) 	<p>○東日本大震災による任期延長を含め、県議会議員選挙の時期に対応した任期の改正であり、4年任期の中で1年ごとに常任委員会の構成を決めることで、分かりやすい委員任期となった。(7/8)</p>	<p>○委員の選任時期と年度開始の時期がずれている。(5/8)</p> <p>○常任委員会の委員長・副委員長ポストは、会派議席数に比例して配分することを検討する必要がある。(4/8)</p>
		<p>常任委員会の所管の組替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業経済委員会の所管から農林水産部を分離し、環境生活部と農林水産部を一つの委員会の所管とする(H23.11月定例会～)。 ・農政部と水産林政部を一つの常任委員会とし、環境生活部と保健福祉部をもう一つの常任委員会とする(R1.11月定例会～)。 	<p>◎執行部の組織改編や各部局が所管する政策の分量等のほか、審議時間を考慮した上で、常任委員会における所管を柔軟かつ適切に組み替えてきた。(8/8)</p> <p>◎所管事務の適正化により審議の充実及び審議時間の充実化が図られた。(8/8)</p>	<p>◎今後も執行部の組織改編や委員会が所管する政策の分量等に応じて、検討や調整を行う必要がある。(8/8)</p>
		<p>特別委員会の弾力的な設置</p>	<p>【各会派政務調査会長会議申し合わせ事項の変更(H23.12)】</p> <p>・「設置に際して、設置数にこだわらずに、その付議する案件が複数の委員会にまたがり、または特に重要な案件あるいは、その時々々の社会情勢等に照らして、タイムリー又は緊急性があるものなど、必要なテーマに応じて設置する。」ことなどを決定した。</p> <p>【報告書の送付(H29.11報告分～)】</p> <p>・知事、教育長、県警本部長に送付することとした。</p>	<p>○各会派政務調査会長会議において各会派の意向を調整しながら、数合わせではなく、その時々々の必要性を踏まえた柔軟な委員会設置となっている。(7/8)</p> <p>◎特別委員会の設置を巡る議論が活発化することで、その後の委員会活動の充実につながっている。(8/8)</p> <p>◎報告書を知事・教育長・警察本部長に送付することは、調査を踏まえた提言等を県の政策に反映させることを期待するものであり、重要な取組となっている。(8/8)</p>	<p>○特別委員会の設置数が固定化しつつあり、設置数、構成委員数、審議期間、テーマのタイムリー性、他の検討組織との役割の整理の検討が必要である。(6/8)</p> <p>○報告書を政策提言とすることを検討する必要がある。(5/8)</p> <p>○報告書に盛り込んだ提言に対する対応状況について、県執行部に報告を求めることを検討する必要がある。(6/8)</p>

章区分等	条番号	取組	成果	課題
第三章 議員	6	議員の責務に関する規定であり、議会全体としての具体的な取組が想定された条文ではないことから、検証の対象外とする。		
	7	議員の役割に関する規定であり、議会全体としての具体的な取組が想定された条文ではないことから、検証の対象外とする。		
	8	議員の資質の向上に関する規定であり、議会全体としての具体的な取組が想定された条文ではないことから、検証の対象外とする。		
	9	議員の政治倫理に関する規定であり、議会全体としての具体的な取組が想定された条文ではないことから、検証の対象外とする。		
	10	会派に関する規定であり、議会全体としての具体的な取組が想定された条文ではないことから、検証の対象外とする。		

区分等	条番号	取組		成果	課題
第四章 議会と県民との関係	11	議員提案条例に係るパブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・条例（議会の内部管理，あるいは議会の運営等の手続的なものに関する条例を除く。）を提案しようとする場合は，原則として議会としてのパブリックコメントを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎議員提案条例ごとに，パブリックコメントを確実に実施し，広く県民の意見を聞いている。（8／8） ◎様々な県民の意見が条例に反映されるようになり，条例の精度の向上や内容の充実につながっている。（8／8） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎パブリックコメントを実施していることの周知が不十分で，意見の数が極めて少ない場合があるため，広報の在り方を検討する必要がある。（8／8） ○意見募集型とグーグルフォーム等のアンケート型など多様な視点からのパブリックコメント方式を検討する必要がある。（6／8） ○パブリックコメント以外の方法についても検討する必要がある。（6／8） ◎今後も条例ごとに複数回のパブリックコメントを実施することを検討する必要がある。（8／8）
	12	参考人意見聴取の実施	<p>【実績（R2分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会（4人） ・特別委員会（20人） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎特別委員会において参考人意見聴取を積極的に実施するなど，各委員会の判断により必要に応じて行われており，必要な情報等を共有している。（8／8） ◎参考人からの意見聴取は専門家の意見を聞くことができる貴重な機会であり，議案審査等の委員会審議の充実につながっている。（8／8） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎オンライン形式での実施が可能となるような環境整備について，必要な予算を確保しながら検討していく必要がある。（8／8） ○年に一度は参考人の意見聴取を実施するなど更なる運用面での検討が必要である。（5／8） ○常任委員会において，議案説明後に参考人意見聴取が検討されたものの，賛否両論の参考人が揃わず見送りとなったことがあるため，参考人意見聴取についてのルールづくりを検討する必要がある。（4／8）

章区分等	条番号	取組		成果	課題
<p>第四章 議会と県民との関係</p>	<p>12</p>	<p>参考人及び公聴会の制度の活用に関する検討</p>	<p>【議会運営委員会において検討を行った(H22.2)。】 ・参考人：現状どおり ・公聴会：当面現状どおりとし、個別案件が出た際に、課題を整理し検討</p>	<p>○議会運営委員会において検討を行い、現状どおりとすることとした。(7/8)</p>	<p>○参考人意見聴取については一定の実績があるものの、公聴会については実施に至っていない。(6/8)</p> <p>○公聴会の開催手続等を見直すなど更なる運用面での検討が必要である。(6/8)</p> <p>○常任委員会において、議案説明後に参考人意見聴取が検討されたものの、賛否両論の参考人が揃わず見送りとなったことがあるため、参考人意見聴取についてのルールづくりを検討する必要がある。(4/8)</p>
		<p>請願に係る紹介議員又は請願者からの説明に関する検討</p>	<p>【議会運営委員会において検討を行った(H22.2)。】 ・紹介議員からの説明：特に問題なし ・請願者からの説明：当面現状どおりとし、実績を積み上げながら、課題を整理し検討</p>	<p>○案件ごとに所管する常任委員会において協議し、実施されている。(7/8)</p>	<p>○案件によっては、紹介議員も請願者も説明をしない場合がある。請願者が説明したいという希望が認められない場合があるが、紹介議員や請願者からの説明は積極的に実施すべきであり、「実績を積み上げながら」との確認どおりに運用していく必要がある。(7/8)</p> <p>○開催日時の調整や一定のルール化など更なる運用面での検討が必要である。(5/8)</p>

章区分等	条番号	取組	成果	課題	
第四章 議会と県民との関係	12	<p>請願の処理の経過及び結果の報告を要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して報告を求めることができるよう、請願・陳情取扱要領を改正した(H22.3施行)。 	<p>◎所管する常任委員会において請願の処理の経過と結果について報告するとともに、報告の継続の必要性についても協議し判断している。(8/8)</p>	
		<p>子ども議会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前研修会 (H22.10) ・子ども議会 (H22.11) (県内の小学校に在学する小学校5,6年生64人が参加) ・事後研修会 (H22.12) 	<p>◎県内各地から参加した小学生に県議会の活動等を紹介し、県議会の役割や権能について理解を深める機会となった。(8/8)</p>	<p>○投票率が低下の一途をたどっている中で若い世代の政治参加は重要であることから、子ども議会の定期的な開催を含め、取組の継続性を検討する必要がある。(7/8)</p> <p>○若者の政治離れが懸念される中、中高大生を対象とした研修会等についても検討する必要がある。(7/8)</p>
		<p>県民と宮城県議会議員との意見交換会の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回：H29.10, 参加人数：48人 (一般17人, 議員31人) ・第2回：H30.11, 参加人数：21人 (一般9人, 議員12人) ・第3回：R1.8, 参加人数：18人 (一般7人, 議員11人) <p>※R2は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。</p>	<p>◎各回ごとにテーマを設けて、テーマ関係の方々との意見交換を行い、相互に認識を深めた。(8/8)</p> <p>◎みやぎ子ども・子育て県民条例の制定時にはパブリックコメントを実施するとともに、仙台市や石巻市で子ども子育て支援団体等との意見交換会を議会として実施した。(8/8)</p> <p>○県議会をより知ってもらい役割を果たしている。(7/8)</p>	<p>○年1回の開催であり、テーマや参加者が限られていることから、回数増、県民への周知、テーマ選定及び土日開催など、より広く参加者を募るための検討が必要である。(6/8)</p> <p>○市町村の意見を聞くということが未達成であり、様々なテーマの意見交換会を市町村議会との間で実施することを検討する必要がある。(7/8)</p> <p>○常任委員会や特別委員会において、積極的に県民や団体との意見交換を実施することを検討する必要がある。(5/8)</p> <p>○現在は企画広報委員会のみで実施しているが、できるだけ多くの議員が参加する形での開催を検討する必要がある。(4/8)</p>

章区分等	条番号	取組		成果	課題
<p>第四章 議会と県民との関係</p>	<p>13</p>	<p>宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会派及び議員の説明責任の追記，政務活動費収支報告書等のインターネット公開 (H29.3施行，インターネット公開はH29.4施行・H30.8掲載開始) ・修正報告制度の導入，保存期間等の変更等 (H29.10施行) 	<p>◎条例改正により，議員の説明責任が明記されるとともに，報告書の全てがインターネットで公開され，県民誰もがいつでも政務活動費の使途等を確認することができるようになったことで，議会及び議員の活動の透明性が向上した。(8/8)</p> <p>◎修正制度が整い，報告書提出後の修正も可能となった。(8/8)</p> <p>◎政務活動費運用検討会議で具体的な課題や運用についての協議・検討を行ってきた。(8/8)</p>	<p>○海外視察に合わせて行った政務活動費による海外調査の報告の在り方等について検討する必要がある。(6/8)</p>
		<p>「県議会議員の海外視察に係る運用改善について」の一部改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「県議会議員の海外視察に係る運用改善について」を一部改正し，海外視察申出書(日程表含む。)及び議員海外視察報告書を議会図書室において閲覧に供するほか，宮城県議会ホームページでも公開することとした(R2.10)。 	<p>○海外視察に関する手続等を分かりやすく整理し，その報告を原則公開するとともに，その方法についても明確にした。(7/8)</p> <p>○海外視察の内容を県民が確認することが容易になった。(7/8)</p>	<p>○海外視察を議会費で別予算をとるべきでなく，必要な調査は政務活動費の範囲内で行うことを検討する必要がある。(5/8)</p>

章区分等	条番号	取組	成果	課題	
第四章 議会と県民との関係	14	議案等に対する議員の賛否を公表	<ul style="list-style-type: none"> ・H21.9月定例会から宮城県議会ホームページに掲載するとともに、議会図書室において閲覧に供している。 	◎会議終了後、ホームページを通じて、議員の議案に対する賛否の状況を県民に分かりやすく報告している。(8/8)	◎傍聴者やインターネットライブ中継の視聴者がリアルタイムで賛否の状況を把握できるよう、大型画面等に表示することを検討する必要がある。(6/8)
		傍聴席の定員や受付手続の見直し	<p>【傍聴席の定員の見直し(H30.4施行)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長の権限で定員の変更を可能とする。 <p>【傍聴人の受付手続の見直し(H30.4施行)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議：氏名及び住所(市町村名)の記載を不要とする。 ・委員会：氏名のみ記載とし、住所(市町村名)の記載を不要とする。 	<p>◎県議会の各種会議における傍聴手続を簡素化し、できるだけ多くの方々に傍聴に来ていただけるような環境づくりを行った。(8/8)</p> <p>◎参考人意見聴取での指摘を踏まえて見直したものであり、県民のための議会に向けた県議会自身の意識改革にもつながった。(8/8)</p>	<p>◎委員会室はスペースの都合から傍聴席数が限られてしまうが、傍聴希望に応じて柔軟に対応する必要がある。(6/8)</p> <p>◎携帯電話の着信音を鳴らしたり、大声で騒ぎ立てることなどが禁止されていることについて、傍聴者に周知徹底を図る必要がある。(7/8)</p> <p>◎傍聴席をはじめとする議会庁舎のバリアフリー化の推進について、車椅子利用者などから意見を伺うなどして改めて点検する必要がある。(8/8)</p> <p>◎コロナ禍における本会議場の傍聴席数の制限について再検討する必要がある。(4/8)</p>
		傍聴者に対する関係資料の配布等	<ul style="list-style-type: none"> ・H21.9月定例会から提出議案一覧表、質問要旨(定例会中の質問者全員分)、執行部作成の議案概要を配布している。 	◎資料を配布することで、傍聴者が質疑の内容を理解しやすくなっているほか、共に課題に向き合うことができている。(8/8)	◎資料のペーパーレス化を進めるなど、インターネットライブ中継の視聴者が関係資料を確認しやすくするような工夫が必要である。(6/8)

章区分等	条番号	取組		成果	課題
第四章 議会と県民との関係	14	<p>県議会傍聴者アンケート調査の実施</p>	<p>・H21.9月定例会から本会議の傍聴者を対象にアンケート調査を実施している。</p> <p>・H24.11月定例会からは、アンケートの調査結果を宮城県議会ホームページや議会図書室で公表している。</p>	<p>◎アンケートを通じて傍聴者の御意見を頂いている。(8/8)</p>	<p>◎アンケートの調査結果の共有が十分とは言えないほか、調査結果の検証や改善に向けた取組についても検討する必要がある。(8/8)</p>
		<p>本会議等についてのインターネットライブ中継及び録画映像の配信</p>	<p>・インターネットライブ中継 (H16～)</p> <p>・インターネットライブ中継及び録画映像配信業務におけるスマートフォンやタブレット等のモバイル端末への対応 (H29～)</p>	<p>◎本会議と予算・決算特別委員会についてのインターネットライブ中継を行い、議会における質疑内容の発信に努めた。(8/8)</p> <p>◎コロナ禍であり、傍聴人数を制限していることから、制限なく、更に繰り返し視聴できることは非常に有効である。(8/8)</p> <p>◎タブレット・スマートフォンに対応したことで利便性が格段に向上し、視聴しやすい環境が整った。(8/8)</p> <p>◎中継・録画映像を自宅や出先で見ることができ、県民の県議会へのアクセスが改善された。(8/8)</p>	<p>○本会議場のカメラの性能が低く、画質等が悪いので改善する必要がある。(6/8)</p> <p>○録画画像の公開期間について、退任から1年間までとするなどの取決めが必要である。(5/8)</p> <p>○議会を身近に感じていただくためにも、モバイル端末での視聴が可能であることについての周知広報活動を強化する必要がある。(6/8)</p> <p>○常任委員会や調査特別委員会についてもインターネットライブ中継が可能な体制整備を検討する必要がある。(6/8)</p> <p>○録画画像を公開するまでの時間を短縮する必要がある。(7/8)</p> <p>○YouTubeで配信することについても検討する必要がある。(6/8)</p> <p>◎聴覚障害者向けに字幕を表示することを検討する必要がある。(8/8)</p>

章区分等	条番号	取組		成果	課題
第四章 議会と県民との関係	14	<p>会議録の電子データ化 (会議録検索システム)</p>	<p>【本会議(H16.3～)】 ・S22以降の会議録を公開</p> <p>【常任・特別委員会等(H15.10～)】 ・H15.7.9以降の会議録を公開</p> <p>【議会運営委員会(H24.2～)】 ・H23.11以降の会議録を公開</p>	<p>◎会議録検索システムにより、本会議や委員会等の会議録を公開している。(8/8)</p> <p>◎歴代議員の発言等を検索できるため、質問、質疑に役立っている。(8/8)</p> <p>◎本会議や予算特別委員会総括質疑・決算特別委員会総括質疑については、正式な会議録が完成する前に速報版を掲載する努力が図られた。(8/8)</p> <p>◎タブレット・スマートフォンに対応するようになり利便性が格段に向上した。(8/8)</p> <p>◎県民が関心のある事項を調べやすくなっている。(8/8)</p>	<p>◎会議録が公開されるまでに長い時間がかかっている場合がある。職員の業務負担を軽減させながら、公開までの時間を早める努力が必要である。(8/8)</p> <p>◎会議録検索システムが使いにくく、印刷すると文字が小さいなどの不便な点がある。(6/8)</p>
	15	<p>みやぎ県議会だより (新聞及びウェブ版)の発行</p>	<p>【新聞掲載】 ・河北新報への掲載開始(H18.4～) ・中央4紙への掲載開始(H26.8～)</p> <p>【ウェブ版】 ・R2.6月定例会分から発行</p>	<p>◎定例会と臨時会についての県議会だよりを新聞版やウェブ版で発行している。(8/8)</p> <p>◎ウェブ版の発行により、各議員の質問内容をより詳しく、そして分かりやすく伝えることができたようになった。(8/8)</p>	<p>◎新聞版については新聞を購読している人、ウェブ版についてはインターネットを利用できる環境にある人しか見ることができない。(6/8)</p> <p>◎SNS等による発信についても実施を検討する必要がある。(6/8)</p> <p>◎新聞に掲載する形ではなく、県議会独自の広報紙の作成を検討する必要がある。(3/8)</p> <p>◎読者アンケートの実施を検討する必要がある。(6/8)</p> <p>◎ウェブ版の広報強化を検討する必要がある。(7/8)</p>
		<p>議長記者会見の実施</p>	<p>【議長会見(H21.9月定例会～)】 ・定例会最終日に実施</p>	<p>◎定例的に議長の記者会見を実施している。(8/8)</p> <p>◎定例会で議論された内容や成果を分かりやすく報告しており県民の理解促進に貢献している。(8/8)</p>	<p>◎年数回の実施に留まっており、更なる工夫を検討する必要がある。(6/8)</p> <p>◎知事記者会見のように動画配信を行うことを検討する必要がある。(6/8)</p>

章区分等	条番号	取組	成果	課題
第五章 議会と知事等との関係	16	議会と知事等との関係の基本原則を示した条文であることから、検証の対象外とする。		
	17	<p>【開催実績（R2分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算特別委員会 (R2. 5, R2. 6, R2. 7, R2. 10, R2. 12, R3. 2, R3. 3) ※ 予算調製方針の説明 (R2. 10) ・ 決算特別委員会 (R2. 10) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 毎年度、予算特別委員会において予算調製方針及び予算審議を、決算特別委員会において決算審査を行っている。(8/8) ◎ 予算調製方針に議員の意見を反映できるようになった。(8/8) ◎ 全議員が審査に参加することで、多様な角度から活発に議論が行われている。(8/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算や決算の関連とは言い難い質疑が行われることが時としてある。(7/8) ○ 予算特別委員会の常任委員会化を検討したことがあるが、現在における必要性と課題について改めて検討する必要がある。(4/8) ○ コロナ禍においては、質疑時間を5分ずつ加算するなど、少数会派に配慮した時間配分を検討する必要がある。(3/8)

章区分等	条番号	取組		成果	課題
第五章 議会と知事等との関係	18	議員提案条例の制定及び改廃	<p>【制定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例制定後に、10本の条例を制定 <p>【改正(主なもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例 ・宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例 	<p>◎基本的に全会派が参加する条例検討会等を設置した上で、議員提案条例を制定している。(8/8)</p> <p>○議員提案条例の制定数について、都道府県議会の中では上位に位置している。(7/8)</p>	<p>◎議員提案条例の改廃についての検討は、時代の変化を踏まえながら常実施する必要がある。(8/8)</p>
		議員提案条例に基づき策定された基本計画の改定時における集中審議	<ul style="list-style-type: none"> ・試行実施(R1~R2) ・本格実施(R3) 	<p>◎所管する常任委員会で、集中審議を実施しており、食と農の県民条例基本計画の改定時には、農林水産委員会で集中審議を実施した。(8/8)</p> <p>◎集中審議を実施することで、基本計画の改定に議員の意見がより反映されるようになった。(8/8)</p>	<p>○基本計画を所管する常任委員会に所属していない議員は集中審議に参加できない。(7/8)</p> <p>○基本計画に対する提言ということについても検討する必要がある。(6/8)</p> <p>○基本計画の改定時のみならず策定時にも集中審議を実施することを検討する必要がある。(7/8)</p>
		決議・意見書の可決	<p>【可決した決議の件数(H30~R2分)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30:1件 ・R2:1件 <p>【可決した意見書の件数(H30~R2分)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30:18件 ・R1:14件 ・R2:14件 	<p>◎全会派一致を目標として、決議や意見書を可決し、その時々が必要とされる県議会としての意思表示を行っている。(8/8)</p> <p>◎定例会ごとに多くの意見書が可決されており、地方の声を国に届ける上で重要な役割を果たしている。(8/8)</p>	<p>○可決された意見書等の内容を踏まえた対応がなされているかの調査やその調査結果の共有が十分に行われているとは言えない状況にある。(4/8)</p>

章区分等	条番号	取組		成果	課題
第六章 議会の機能の強化	19	<p>公立大学法人宮城大学との包括連携協定の締結</p>	<p>【包括連携協定の締結(R1.6)】</p> <p>【連携事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：R3.8.3 ・場 所：宮城大学 ・内 容：①シンポジウム ②学生との意見交換会 	<p>◎包括連携協定を締結しており、今年度から連携事業を実施している。(8/8)</p>	<p>◎今後の定期的な連携の在り方を検討する必要がある。(8/8)</p>
		<p>議員研究交流大会への議員派遣やセミナーなどの開催</p>	<p>【議員研究交流大会への議員派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県議会議員研究交流大会へ派遣 ・北海道・東北六県議会議員研究交流大会へ派遣 <p>【セミナーなどの開催(近年のもの)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな地方公会計制度に関するセミナー(H30.1) ・農業が抱える課題に関する勉強会(H30.7) ・人口減少問題と県政運営に関するセミナー(H30.11) ・公立大学法人宮城大学との包括連携協定締結記念講演(R1.6) 	<p>◎毎年度、全国や北海道・東北六県の研修会に参加し、その時々々のテーマについての知見を深めている。また、全議員を対象としたセミナーをこれまで複数回実施している。(8/8)</p>	<p>◎研修会では、テーマに関する各都道府県の取組状況等についての情報交換を行っているが、十分な情報交換が行われていないこともある。(6/8)</p>
	20	<p>通年会期制の導入の検討</p>	<p>・議会改革推進会議において、通年会期制導入のメリット・デメリットを整理して検討した結果、通年会期制の導入は見送ることとなった(H25.11)。</p>	<p>◎通年会期制に関して、現状との比較を行った上で、導入を見送ることとした。(8/8)</p>	<p>◎コロナ禍で臨時議会が多く開かれたが、通年会期制についても改めて検討する必要がある。(5/8)</p>

章区分等	条番号	取組		成果	課題
第六章 議会の機能の強化	21	予算調製方針の説明の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試行実施 H21～ ※H24に実施回数を年2回に変更した。 ・ 本格実施 H25.9月定例会～ ※R2に実施時期や実施回数を見直しを行った（年1回、9月定例会閉会後に実施）。 	<p>◎毎年度、翌年度の予算調製方針についての説明を受けて質疑する場を設け、翌年度の県政の重点等についての認識を深めている。（8/8）</p> <p>◎予算調製方針に議員の意見を反映できるようになった。（8/8）</p>	<p>○事前に資料が配布されていることから、予算調製方針の説明については、知事のみとすることを検討する必要がある。（4/8）</p> <p>○予算調製方針の説明に対して質疑を行う趣旨を再確認する必要がある。（4/8）</p> <p>○実施が可能な年については、実施回数を年2回に戻すことを検討する必要がある。（3/8）</p>
	22	県行政に係る基本的な計画の策定、変更及び廃止を議決	<p>【議決した計画の件数(議会基本条例制定後)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定11件 ・ 変更3件 ・ 廃止2件 <p>※新・宮城の将来ビジョン，宮城県地方創生総合戦略，宮城県震災復興計画など</p>	<p>○基本的な計画の策定等が議会の議決事項となったことにより、執行部が策定等を行おうとするたびに議案として上程され、所管する委員会において審議されている。（7/8）</p>	<p>○議案として上程されてからの審議となるため、内容を確認したり、審議する時間が十分確保されない場合がある。（6/8）</p> <p>○地域医療計画など議決の対象とする計画の追加を検討する必要がある。（5/8）</p>
	23	専門的知見の活用に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営委員会において検討を行い、当面は現状どおりとし、専門的知見を必要とする案件が出た際に、その活用状況をみながら課題を整理し、検討することとした(H22.2)。 	<p>○議会運営委員会において議論されているので、必要に応じて実施することが可能な状況となっている。（7/8）</p>	<p>○現状では、議案審査等における疑義の解消のため会派ごとに専門的知見を活用しているが、議会として実施するためには課題を整理し、検討する必要がある。（5/8）</p> <p>◎議会の機能充実を図る観点からも必要な取組であることから、活用に向けて先進事例を研究する必要がある。（8/8）</p>

章区分等	条番号	取組	成果	課題	
第七章 審議の充実	24	質問に関する確認的な規定であることから、検証の対象外とする。			
	25	反問に関する確認的な規定であることから、検証の対象外とする。			
	26	知事等に対する資料請求等に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会において検討を行い、当面現状のままとし、具体の案件が生じた場合に、課題を整理し検討することとした(H22.2)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○執行部の担当課を通じて、議員や会派が必要とする資料を入手している。(7/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ○正式な手続が定められていない。(4/8) ○常任委員会における報告資料の配布を早めることについて検討する必要がある。(5/8) ○担当課から必要な資料が提供されないことがあるので、議員の資料等の請求権を明確にすることを検討する必要がある。(4/8)
	27	委員間討議の活性化に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員長会議において、常任委員会における委員間討議についての基本的な考え方と、実施事例等を整理した(H22.4)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○常任委員会の判断によって、随時委員間討議が行われている。(7/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ○委員間討議の時間を十分に確保できない場合がある。(5/8) ○常任委員会においては執行部への質疑が主になっており、委員間討議が活発に行われているとは言い難い状況にある。(4/8)

章区分等	条番号	取組		成果	課題
第八章 議会改革の推進	28	議会改革推進会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うために設置した(H21.7)。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎毎年度、全会派により構成される議会改革推進会議を設置し、議会改革の課題等について協議している。(8/8) ○議会改革推進会議における議論を経て、多くの改革が提案され実行された。(7/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ○実質的な議論を始める時期が遅くなり、審議に当てる時間的な余裕があまりない場合がある。(5/8)
	29	全国都道府県議会議長会や議員連盟などを通じた他の地方公共団体の議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> 【議会基本条例制定前から加入・実施しているもの(一例)】 ・全国都道府県議会議長会 ・北海道・東北六県議会議長会 ・宮城県議会・山形県議会交流議員連盟 ・宮城・岩手県境議員懇談会 【議会基本条例制定後に加入したもの】 ・13都道府県議会議長会(H25.4加入) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎全国、複数県又は二県の議会等で構成される様々な団体に加入し、研修等を行うとともに、交流を深めている。(8/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携の成果が見えにくい場合がある。(5/8)

章区分等	条番号	取組		成果	課題
第九章 議会事務局等の充実	30	事務（連絡）協議会や職員研修会などへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道・東北六県（議会）事務連絡協議会や13都道府県議会事務局協議会に参加 ・全国都道府県議会議長会が主催する職員研修会などに職員を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ◎議会事務局職員が様々な研修に参加している。（8/8） ◎議会事務局職員は議員の調査研究活動を的確に支援しており、政策立案の質の向上に貢献している。（7/8） 	<ul style="list-style-type: none"> ○議会機能を強化するためには、県議会事務局と市町村議会事務局の合同研修や意見交換を行うことを検討する必要がある。（5/8） ○議会事務局に専門性や経験を有した職員を複数配置する必要がある。（6/8） ○議会事務局職員を政務調査課を中心に増やす必要がある。（5/8）
	31	購入図書等の周知活動等を実施	<p>【議員に対する周知活動等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入図書等に関するチラシやパネルを作成 ・年4回、出前図書（移動図書サービス）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎出前図書など、議員の活用を促進するための様々な取組を継続して実施している。（8/8） ◎様々な分野の図書に触れることで、新たな課題を確認することができる。（8/8） 	<ul style="list-style-type: none"> ○議員の利用頻度が高いとは言えない。（5/8） ○政務活動費による書籍購入と議会事務局による議会図書室用の書籍購入に関する考え方を整理する必要がある。（3/8） ○県民が議会図書室を利用できることを一層周知させる必要がある。（5/8） ○電子書籍の導入を検討する必要がある。（4/8）
第十章 雑則	32	議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっての基本的な考え方を示した条文であることから、検証の対象外とする。			
	33	条例の見直しに関する調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革推進会議において、議員提案条例（議会基本条例を含む。）の見直しに関する調査を実施した(H25)。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎議会基本条例の見直しの必要性等を検討した。（8/8） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎議会基本条例の見直しの要否については、定期的に検証する必要がある。（8/8）

■ 宮城県議会基本条例

〔平成21年6月26日
宮城県条例第43号〕

目次

前文

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 議会運営の原則（第五条）
- 第三章 議員（第六条—第十条）
- 第四章 議会と県民との関係（第十一条—第十五条）
- 第五章 議会と知事等との関係（第十六条—第十八条）
- 第六章 議会の機能の強化（第十九条—第二十三条）
- 第七章 審議の充実（第二十四条—第二十七条）
- 第八章 議会改革の推進（第二十八条・第二十九条）
- 第九章 議会事務局等の充実（第三十条・第三十一条）
- 第十章 雑則（第三十二条・第三十三条）

附則

本県議会は、これまで議会改革に真摯に取り組み、議員提案により数々の条例を制定するなど、地方自治の確立を目指し、たゆみない努力を重ねてきた。

地方分権改革は、自治行政権、自治立法権及び自治財政権の確立を目指すものであり、国との関係においても地方自治のあり方が大きく変わろうとしている。

本県議会は、こうした中、自らが持つ権能を最大限に発揮し、知事等と独立かつ対等の立場に立ち、県の議決機関としての意思決定を行うとともに、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに独自の政策立案及び政策提言を行うことにより、県民の信頼と期待にこれまで以上にこたえられる議会活動を遂行していかなければならない。

また、本県議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映する責務を負っている。その責務を果たしていくためには、議員同士が議論を重ね、本県議会全体としての政策意思を示していくことはもとより、開かれた議会運営をより確かなものとし、県民との情報共有を一層進めていかなければならない。

ここに、本県議会は、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにし、議会と県民及び知事等との関係を定め、県民の負託と信頼に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、議会と県民との関係、議会と知事等との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 知事等 知事その他の執行機関をいう。
- 二 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- 三 会議等 本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。

(基本理念)

第三条 議会は、二元代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

- 2 議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映させるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について県民に説明する責務を全うするものとする。

(基本方針)

第四条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいて議会活動を行うものとする。

- 一 知事等の事務の執行を監視し、及び評価する機能を強化すること。
- 二 議会に提出された議案の審議及び審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- 三 議会活動を通じて得られた県政の課題及び実情を県民に対して明らかにすること。
- 四 地方分権の進展に対応した新たな議会の運営体制の確立を図るため、議会改革

に継続的に取り組むこと。

第二章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第五条 議会は、県の政策の決定、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

2 議会は、県民を代表する議員からなる議決機関として、公正性及び透明性を重視した議会運営に努めるものとする。

3 議会は、常任委員会がその所管に属する事務に関する調査及び審査を効果的に行うことができるよう、常任委員会の機能の強化に努めるものとする。

4 議会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に迅速かつ的確に対応するため、特別委員会を弾力的に設置するものとする。

第三章 議員

(議員の責務)

第六条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の役割)

第七条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

一 議会に提出された議案の審議及び審査を行うこと。

二 県の政策形成にかかわる調査、企画、立案及び提言を行うこと。

三 県民との意見交換等により県民の意思を的確に把握するとともに、県政の課題及び実情を県民に対して説明すること。

四 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。

(議員の資質の向上)

第八条 議員は、前条各号に掲げる役割を的確に果たすために必要な資質の向上を図るため、研修及び研究等により、不断の自己研さんに努めるものとする。

(政治倫理)

第九条 議員は、県民の負託にこたえるため、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第七十二号）を遵守し、議員としてふさわしい品位を保持し、及び識見を養うものとする。

(会派)

第十条 議員は、議会活動の円滑な実施及び自己研さんに資するため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題等に関して会派内及び会派相互間の意見の調整を行い、議会全体としての合意の形成に資するよう努めるものとする。

3 会派は、議員が第六条の責務を果たすために行う活動を支援するものとする。

第四章 議会と県民との関係

(県民意思の県政への反映)

第十一条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるため、県民が議会活動に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

(県民参画の機会の充実等)

第十二条 議会は、常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人及び公聴会の制度の活用に努めるものとする。

2 議会は、請願を県民等による政策提案としてとらえ、その審査のために必要があると認めるときは、紹介議員又は請願者に対して説明を求めるなどして、適切に処理するものとする。

3 議会は、採択した請願で知事等において措置することが適当と認めるものについては、知事等に送付し、並びにその処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

4 議会は、県民及び市町村との意見交換の場を設けることにより、多様な行政課題を広く把握するよう努めるものとする。

(議会の説明責任)

第十三条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議の公開等)

第十四条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案等に対する議員の賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号）で定めるところにより公開するとともに、会議等の会議録を広く県民が閲覧できるよう

にするものとする。

(広報活動の充実)

第十五条 議会は、多様な広報活動を通じて、議会活動に関し、県民の理解を深めるとともに、その協力を得るよう努めるものとする。

2 議長は、議会を代表して、県政の課題に対する議会の方向性について県民に明らかにするよう努めるものとする。

第五章 議会と知事等との関係

(議会と知事等との関係の基本原則)

第十六条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に独立かつ対等の立場に立ち、その権能を最大限に発揮することにより、公正な県政運営の確保に努めるものとする。

(監視及び評価)

第十七条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価し、必要に応じ、知事等に対し適切な措置を講ずることを促し、又は代案を提示するものとする。

2 議会は、前項の規定による評価の結果を県民に対して明らかにするものとする。

(政策立案及び政策提言)

第十八条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正並びに決議等を通じて、政策立案及び政策提言を行うものとする。

第六章 議会の機能の強化

(議会の機能の強化)

第十九条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する機能を強化するものとする。

(議会の会期)

第二十条 議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。

(予算審議の強化)

第二十一条 議会は、知事等に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。

2 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

(議決事件)

第二十二条 議会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)

第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定、変更、又は

廃止については、宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成十五年宮城県条例第一号）により定める。

（専門的知見の活用等）

第二十三条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、法第百条の二の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。

2 議会は、県政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査又は諮問のための機関を設置することができる。

第七章 審議の充実

（質問の充実）

第二十四条 議員は、本会議において質問を行うに当たっては、一括質問方式で行い、再質問は一問一答方式等で行うことにより、その内容の充実を図るものとする。

（知事等の反問）

第二十五条 議長のと求めに応じて本会議又は委員会に出席する知事等は、議員の質問及び質疑に対する答弁を的確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

（資料の提出等の要求）

第二十六条 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、知事等に対し、資料の提出、意見の開陳及び説明を求めることができる。

（議員間の討議）

第二十七条 議員は、委員会において、議員間の討議により議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。

第八章 議会改革の推進

（議会改革推進会議）

第二十八条 議会は、議会改革の推進に関する基本的事項について調査審議するため、議会改革推進会議を設置することができる。

（他の地方公共団体の議会との連携協力）

第二十九条 議会は、議会改革を効果的に推進するために、他の地方公共団体の議会と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第九章 議会事務局等の充実

（議会事務局）

第三十条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、

職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第三十一条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室の機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

第十章 雑則

(他の条例等との関係)

第三十二条 議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(検討)

第三十三条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■ 宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 開催日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 議題及び議事の要旨

四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。

(参考)

■ これまでの議会改革に関する検討状況（平成7年以降）

	組織の名称	組織の性格	設置期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
1	議会改革検討委員会	議長の諮問機関 (設置要綱)	H7. 10～ H8. 12	各会派から 1人以上で、 10人以内	議会情報公開、 議会運営等に関する諸事項 について	①情報公開要綱の制定（H9. 4から情報公開を実施） ②本会議の会議時間の変更 （午前10時から午後5時までとする。） ③本会議の応招議員に係る費用弁償は、日額とし、土・日・祝は原則として支給しないこととする。 ④県政調査費交付要綱の制定
2	地方分権議会制度対策特別委員会	特別委員会 (法定)	H12. 7～ H13. 6	<全会派 10人>	地方分権及び 議会機能強化等に関する諸施策 について	①議会事務局の組織改編 （調査課を政務調査課とし、政務調査課に政策法令班を新設し、3班体制とする。） ②「宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例」の制定
3	議会改革検討委員会	議長の諮問機関 (設置要綱)	H13. 8～ H15. 3	<全会派 9人>	議会運営、議会の経費節減等について	①議員宿舎や議会バスの廃止等による議会の経費節減 ②議会広報テレビ番組の製作や、IT化の一環として議会LANを構築し、議会広報の充実等を図る。（経費節減分を活用）
4	議会改革推進会議	議員全員参加の任意 検討機関 (規約)	H15. 10～ H19. 4	議員全員 63人	地方分権の推進や分権時代にふさわしい議会のあり方について	①一問一答方式の試行。対面演壇の導入。 予算・決算特別委員会での説明用パネルの使用を認める。 ②事務局立法スタッフの増員を図る。また、委員会で条例制定のために有識者から意見を徴する場合の経費を予算化する。 ③地方自治法の一部改正（H18. 6公布。改正内容：臨時会の招集請求権、委員会制度に関する事項、専門的知見の活用等）に応じた議会とする。
5	議会改革推進調査特別委員会	特別委員会 (法定)	H20. 7～ H21. 6	自民6人 改革2人 社民1人 公明1人	宮城県議会基本条例の制定に向けた検討	平成21年6月定例会に宮城県議会基本条例を提案し、全会一致で可決
6	議会改革推進会議	「協議等の場」 (運営要綱) ※議会基本条例の制定を受け、平成21年6月定例会で自治法の「協議等の場」として設置	H21. 7～	～H23. 6 <全会派 14人> H23. 12～ H27. 11 <全会派* 15人> <small>*1人会派は併せて 1会派とカウント</small> H28. 3～ R1. 11 <全会派 14人> R1. 12～ <全会派 15人>	議会改革の推進に関する事項 (議会運営委員会の担任事項を除く。)	○H21. 7～H25. 11 ・議会運営委員会と役割分担しながら、条例の具体化に向けた検討 ・議員提案条例の見直し、議員選出監査委員に係る検討 ○H26. 2～H27. 11 ・宮城県議会震災記録誌（東日本大震災の議会の対応記録並びに検証及び提言）の作成 ・宮城県議会災害対応マニュアルの検討 ○H28. 3～H29. 2 ・政務活動費の在り方に関する検討 ○H29. 3～H29. 11 ・議会における住民参加（傍聴環境、県民との意見交換会）に関する検討 ○H29. 12～H30. 11 ・議会におけるICT活用の可能性の検討 ・議会基本条例に基づく取組の検討 ・大学との連携の検討 ○H31. 1～R1. 9 ・常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方の検討 ・「予算調製方針の説明」の実施のあり方の検討 ○R2. 1～R2. 11 ・「予算調製方針の説明」の実施のあり方の検討 ・投票率の向上に向けた取組の検討 ・議事録のあり方の検討

■ 宮城県議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議	◎	中 島 源 陽	
		村 上 智 行	
		外 崎 浩 子	(3月19日 委員 辞任)
		佐々木 幸 士	(3月22日 委員 就任)
		渡 辺 勝 幸	
		庄 田 圭 佑	
		八 島 利 美	
		伊 藤 吉 浩	
みやぎ県民の声		佐 藤 仁 一	
		小 畑 きみ子	
日本共産党宮城県会議員団		大 内 真 理	
公明党県議団		庄 子 賢 一	(6月14日 委員 辞任)
		遠 藤 伸 幸	(6月15日 委員 就任)
社民フォーラム県議団	○	岸 田 清 実	
無所属の会		渡 辺 忠 悦	
21世紀クラブ		吉 川 寛 康	
緑風会		高 橋 啓	

(◎は委員長，○は副委員長)

■ 議会改革推進会議の検討経過

日付	内 容
令和3年 1月21日(木)	議会改革推進会議（1回目） ○正副委員長の互選（中島源陽委員長，岸田清実副委員長） ○議会改革推進会議における検討項目について
3月10日(水)	議会改革推進会議（2回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
4月21日(水)	議会改革推進会議（3回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
5月31日(月)	議会改革推進会議（4回目） ○議会改革の検証について
8月20日(金)	議会改革推進会議（5回目） ○議会改革の検証について
9月 9日(木)	議会改革推進会議（6回目） ○議会改革の検証について
9月30日(木)	議会改革推進会議（7回目） ○報告書骨子案について
10月21日(木)	議会改革推進会議（8回目） ○報告書案について
11月22日(月)	議会改革推進会議報告書提出 ○正副委員長から正副議長に報告

■ 議会改革推進会議における検討項目候補

※ 内は今期の検討項目

- 1 議会改革の検証
- 2 特別委員会の政策提案機能の強化
- 3 議会環境の整備充実
- 4 県職員からのヒアリングの在り方
- 5 委員会のリモート会議
- 6 応招旅費の公務諸費
- 7 県議会の広報の在り方
- 8 パソコン及びタブレット端末の持込み
- 9 タブレット端末の導入
- 1 0 政策課題について専門家や関係団体との意見交換・ヒアリングの仕組みづくり
- 1 1 連絡手段の簡素化